公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。なお、本業務の平成31年度部分に係る契約の締結は、当該業務に係る平成31年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

平成30年5月9日

世田谷区

1 業務概要

- (1) 件名
 - ①平成30年度

世田谷区立梅丘図書館基本設計等支援業務委託

②平成31年度(想定) 世田谷区立梅丘図書館実施設計等支援業務委託

③平成31年度(想定) 世田谷区立梅丘図書館一部運営業務委託

(2) 履行場所

世田谷区立梅丘図書館(世田谷区代田四丁目38-10)、世田谷区立中央図書館(世田谷区弦巻三丁目16-8)、受託者の事務所 ほか

- (3)履行期間
 - ①平成30年7月上旬(予定)から平成31年3月29日(金)まで
 - ②平成31年4月1日(月)から平成32年3月31日(火)まで(想定)
 - ③平成31年4月1日(月)から平成32年3月31日(火)まで(想定)
 - ※委託契約は年度ごとに締結する。
 - ※業務内容・スケジュールが変更になる場合は、契約を締結しないことがある。
 - ※②③については、平成31年度の事業が決定し予算配当があること、及び平成30年度の履行内容が良好と認められることを条件とする。
- (4)業務内容
 - ①平成30年度

世田谷区立梅丘図書館基本設計等支援業務委託

②平成31年度(想定) 世田谷区立梅丘図書館実施設計等支援業務委託

③平成31年度(想定)

世田谷区立梅丘図書館一部運営業務委託

※詳細は、企画提案要求説明書参照のこと。

(5) 現在の対象施設の概要

場所

世田谷区代田四丁目38-10

• 敷地面積

2, 615㎡ (羽根木公園全体 約80, 000㎡)

• 総床面積

現況1,742㎡(改築後1,837㎡(想定))

階数

現況:地下1階及び地上2階建て

(改築後:地上3階建て、3階部分を羽根木公園とつなげ、公園と一体利用)

・用途地域による制限

市街化区域、緑化地域、第一種中高層住居専用地域、建ペい率 60%、容積率 150%、 30m第一種高度地区、準防火地域、区立羽根木公園(都市計画公園)内

• 資料数

図書資料約92,000点、音響資料(CD)約2,100点

- (6)業務委託料上限額
 - ①設計等支援業務

平成30年度 2,700千円(消費稅込)

平成31年度 2,700千円(消費税込)

②一部運営業務

平成31年度 55,000千円(消費稅込)

2 プロポーザルに参加できる者の資格(資格要件、実績等)

参加表明書提出日現在において次に掲げる要件の全てに該当する者

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。また、同条第 2項による措置を現に受けていないこと。
- (3)世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4)会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第 21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 平成25年度以降に、図書館(図書館法に基づく公立図書館)の奉仕業務及び改築等における設計支援業務を行った実績を有すること。
- (7) 法人として、「プライバシー・マーク」使用許諾を得ていること。若しくは、「情報セキュリティ・マネジメント・システム」(ISMS)認証を取得していること。 又は、申請中であること。
- 3 応募方法

- (1)「企画提案要求説明書」に添付の「参加表明書」を提出すること。
- (2)「企画提案要求説明書」の交付期間 平成30年5月9日(水)から平成30年5月22日(火)
- (3) 交付は、中央図書館での手渡し又は、世田谷区のホームページからダウンロードすること。
- (4)「参加表明書」の提出期限 平成30年5月22日(火)午後5時まで

4 招請

参加表明書を提出した事業者のうち、前述2の参加資格を満たした事業者に招請通知 を送付する。

5 選定手順等

(1) 第1次審査

招請事業者が提出した企画提案について、選定委員会が書類審査により評価を行い、評価点が上位の5事業者程度を選定する。

(2) 第2次審査

第1次審査により選定された事業者によるプレゼンテーションを実施し、企画提案及びプレゼンテーションに対する質疑応答を行ったうえで、選定委員会が第1次審査の評価と合わせ総合的に評価し、1事業者を選定する。

6 企画提案書の審査基準

以下のような視点に基づき個別に評価し、結果を集計し総合的に判断する。

【1次審查項目】

審査の項目	審査の視点
業務実施方針	業務目的、内容の理解度が高く、関連する計画等(図書館ビジョン、改築基本構想報告書ほか)との整合が図れているか
設計支援に関する提案	「改築基本構想」及び「改築整備方針」を十分に理解しているか 公園との一体整備などを考慮した適切なゾーニングや機能的な動線など、設計を支援するための提案が期待できるか
具体的な図書館 サービスの提案	世田谷区や梅丘の地域特性を考慮した提案となっているか 提案内容に説得力、実現性があるか 課題解決のための創意工夫がなされているか
業務実施体制	図書館運営について従業員の採用・配置や運営環境の支援体制などが十分に確保されており、円滑な業務運営が可能か。
契約実績	図書館運営業務の実務実績が十分か

経費の妥当性	経費の積算は業務内容を適切に反映した妥当な金額か
資料作成能力	提案内容がわかりやすく、効果的な構成となっているか

【2次審查項目】

審査の項目	審査の視点
実現可能性	提案書の内容を補完し、実現可能性が担保されているか
取組み姿勢	業務に対する熱意や意欲が強く感じられるか
コミュニケーシ ョン力	説明がわかりやすく、質問に対する応答が明快で迅速か

7 企画提案書の提出期限

平成30年6月11日(月)午後5時まで

8 担当課

世田谷区立中央図書館(図書館環境推進担当)

〒154-0016 世田谷区弦巻3丁目16番8号 (地下1階事務室内)

電話: 03-3429-1811 FAX: 03-3429-7436

9 その他

- (1) 応募に関して必要な費用は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。また企画提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (3)審査の結果、特定された「契約優先交渉相手方」と契約締結の交渉を行う。契約不調の場合は、評価により順位付けられた上位事業者から順に、契約締結の交渉を行う。
- (4) 参加者が次の事項の一つ以上に該当するときは、失格とする場合がある。
 - ①定められた提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。
 - ②指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないとき。
 - ③虚偽の内容が記載されているとき。
 - ④審査結果に影響を与えるような工作をしたとき。
 - ⑤その他、企画提案要求説明書に違反すると認められるとき。
- (5) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (6) 契約保証金 免除
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) 当該業務に直接関連する下記の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と

- の随意契約により締結する予定の有無 有
- ●梅丘図書館解体・改築工事等に伴う仮事務所一部運営業務委託
- (9) 契約等について
 - ・詳細な委託内容については区と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。
 - ・本プロポーザルは契約予定事業者の選定を目的とし、契約において区は選定された提案書の内容に拘束されない。
- (10) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号、名称並びに 提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (11) 企画提案書の作成に際し、区立図書館施設を調査する場合には、区担当者に事前 に相談すること。ただし、利用者の迷惑となる行為や写真撮影は不可とし、質問も 受け付けない。質問がある場合は企画提案要求説明書に従い行うこと。
- (12) 実施設計及び一部運営業務の時期は、今後変更になる場合がある。変更の場合で も、本件審査については、本書記載の条件に基づき提出された企画提案書等に基づ き審査を行う。
- (13) 詳細は、企画提案要求説明書による。